

**名古屋大学大学院理学研究科附属
タウ・レプトン物理研究センター
運営委員会内規**

(趣旨)

第1条 名古屋大学大学院理学研究科附属タウ・レプトン物理研究センター規程(平成年度規程第号)第5条第2項の規定に基づく名古屋大学大学院理学研究科附属タウ・レプトン物理研究センター(以下「センター」という。)の運営委員会に関する事項は、この内規の定めるところによる。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 センターの管理運営の基本方針に関する事項
- 二 センターの教員人事に関する事項
- 三 センターの予算、施設等に関する事項
- 四 その他センターの管理運営に関する重要事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次に掲げる運営委員をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 大学院理学研究科の専任の教授又は准教授のうちから2名
- 三 センターの専任の教授及び准教授
- 四 その他本学の大学教員で運営委員会が適当と認めた者

(任期)

第4条 前条第2号及び第4号の運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の運営委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 運営委員会に、委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名した運営委員が議長となる。

(定足数)

第6条 運営委員会は、運営委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第2号に規定する事項に関する議事を審議する運営委員会は、運営委員の3分の2以上の出席により成立し、当該議事は、出席者の3分の2以上をもって決する。

(意見の聴取)

第7条 運営委員会が必要と認めるときは、運営委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

- 1 この内規は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 この内規の施行の際最初の任命に係る第3条第2号及び第4号の委員の任期は、第3条第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。